

別紙 2

台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則
(昭和53年7月28日付け53農蚕第55/4号農蚕園芸局長
通達)の一部を次のように改正する。

1 から9までの部分以外の部分中「アーヴイン種」の次に「
カイト種」を加え、「昭和51年6月12日農林省告示第578
号」を「昭和57年5月20日農林水産省告示第780号」に改
める。